

ストップ!
自転車事故

悲劇は突然訪れます

事故を防ぐ 自己を守る

7割以上が 交差点で発生

市内で起きた自転車事故の7割以上は、交差点とその付近で発生しています。中でも信号機のない交差点では自動車との出会い頭の事故が多くなっています。
見通しが悪い交差点や一時停止の標識のあるところでは、必ず止まって安全を確認してください。自転車も車両です。一時停止場所は停止しなくてはなりません。

交通事故は普段生活する上で一番身近な災害です。ひとたび事故が起きてしまうと被害者、加害者だけでなく周りの人たちにも大きな影響を与えます。上尾市では10月末現在で952件の交通事故が起き、負傷者数は1,131人、1人の尊い命が失われています。事故を防ぐには何が必要ですか。自己を守るには何が大切ですか。近年増加している自転車の事故を考えます。

↓市民安全課 (☎775-5138・FAX775-9927)

自転車からは、車が見えていても
車からは、自転車が見えないことも...



車からの死角部分

イメージ写真

急ぐ のも心が事故

市内での自転車に関係する事故は、午前6～9時の通勤・通学の時間帯と、午後3～6時の夕暮れ時に多く発生しています。急いでるときや暗くて視界が悪いときは、周囲の状況が把握しにくくなり非常に危険です。
自転車に乗るときは時間にゆとりを持ち、また夕暮れ時は早めにライトをつけて、自分の存在を周りの歩行者や自動車に気付いてもらえるようにしましょう。

か ぶるだけで 事故防止

自転車事故で死に至る原因は頭部損傷が最も多く、そのうち約4人に1人はヘルメットの着用で防げたと言われています。自転車を運転する幼児・児童(13歳未満)の保護者は幼児・児童にヘルメットを着用させましょう。
また幼児を幼児用シートに乗せる時もヘルメットを着用させましょう。

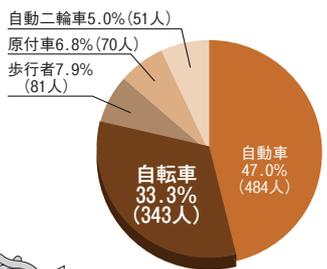


子どもを守るためにもヘルメットの着用を

数値で見る上尾市の交通事故状況

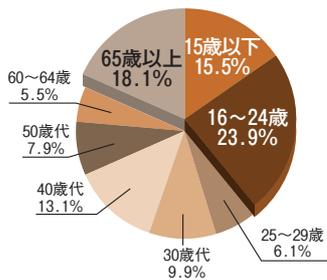
※全て平成25年1月1日～9月30日の数値です。

状態別交通事故発生状況



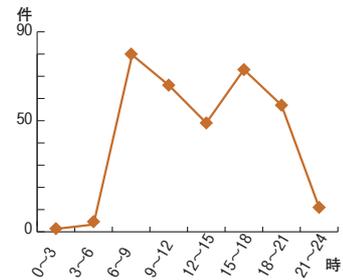
市内の全交通事故の約3割が自転車事故です。

年齢層別自転車事故死傷者率



若年層と高齢者の自転車事故が全体の約6割を占めています。

時間帯別自転車事故発生件数



通勤・通学時間帯に事故が多発しています。



みんなで目指そう 交通事故のない上尾



交通事故を防ぐため、さまざまな取り組みをしている皆さんにお話を伺いました。

家族みんなで交通安全

「交通安全は家庭から」を合言葉に交通事故撲滅を目指して活動しています。老人会や子ども会などと協力しながら、交通安全の啓発に努めています。交通事故により大切な家族が命を落とすことや相手にけがをさせることがないように、毎日の生活の中で交通安全について家族みんなで取り組んで欲しいと思います。



交通安全母の会連合会 会長
栗子映子さん

交通事故に遭わないために

交通事故は突然に人々を悲しませ、苦しみを与えます。また、いつ、どこで遭遇してしまうのかわかりません。道路を利用する皆さんが普段から交通安全を意識し、自分だけではなく周りのことにも注意して安全を確認すれば交通事故を防ぐことができます。



上尾警察署 交通課長
井達初行さん

安全に楽しく自転車利用

私たちの住む上尾市は地形的に平坦で自転車利用の環境に優れています。しかし乗り方を間違えると大きな事故につながります。

自転車の事故で多い原因は、安全不確認と一時不停止です。交通ルールを守って、安全に楽しく乗りましょう。



自転車安全利用指導員 代表
田村耕一さん

慣
歩行中や自転車
乗車中の高齢者が被害者になつた交通事故の大半が自宅周辺で起きています。慣れた道でも安全確認が必要です。横断歩道があれば必ず横断歩道を渡りましょう。
また高齢者の道路横断中の事故で「横断完了寸前」が多いのは「まだ間に合うと思う意識」と「身体機能の衰え」との隔たりが事故につながっていると考えられます。

落れた道でも
穴でも

な
危険から運転は



イメージ写真
画面の操作に熱中して周囲の様子が見えていない

無
事故で越えたい
歳末を

昨年1年間のうち、市内の人身事故件数が最も多かったのは12月でした。夕暮れ時は急に辺りが暗くなるため、自動車や自転車、人影が見えにくくなります。歩行者や自転車に乗る人は「反射材を身に付ける」「できるだけ広く明るい道を通る」など、自分の身は自分で守るよう周囲に注意を払ってください。

お知らせ

道路交通法の一部改正

ドライバー・自転車運転者関連の改正が行われ4段階で順次施行されます。

- ①平成25年12月13日までに施行
無免許運転等の厳罰化、自転車の道路右側の路側帯通行禁止など
- ②平成26年6月13日までに施行
「一定の病気等」にかかっているドライバー対策など
- ③平成26年12月13日までに施行
「環状交差点」の通行ルールの新設
- ④平成27年6月13日までに施行
自転車の悪質運転者に対する講習制度の新設など

※道路交通法一部改正の詳細内容は市ホームページをご覧ください。

冬の交通事故防止運動

12月1日(日)~14日(土)

運動の重点

【県重点】

- 高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶と路上寝込みなどによる交通事故防止

【市重点】

- 自転車の交通ルールの順守とマナー向上